

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（619）」

2. 日時：平成30年1月24日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷安全審査管、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 原子炉圧力容器破損後に原子炉注水しない場合の格納容器酸素濃度（ドライ条件）が4.0vol%に到達する時間が、原子炉注水する場合に比べて早まっている理由を整理して提示すること。
- コリウムシールドによってコンクリートの侵食は「抑制」されるのか、「防止」されるのか、考え方を整理して説明すること。
- 格納容器に窒素を注入する場合の解析条件である窒素の温度について、温度設定の考え方（事故シーケンスごとに温度を変更する場合はその理由も含む。）を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし